

一般社団法人日本マンション学会研究委員会規則
(当初制定：2010年4月17日 JICL 規則第5号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本マンション学会（以下「本会」という。）の研究委員会の運用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研究委員会)

第2条 学術委員会は、次の区分に応じた研究課題別の研究委員会を設置することができる。

- 一 常設研究委員会 本会に常設される研究委員会
- 二 一般研究委員会 会員への公募により学術的な課題を研究する研究委員会
- 三 特別研究委員会 本会が受託した研究事業又は理事会が必要性を認めた研究事業を行うために設置される研究委員会

(研究課題の選定)

第3条 学術委員会は、前条に定める研究課題の中から、下記の書類等に基づいて審議し、各研究委員会の研究課題として適当なものを選定する。

- 一 研究計画書（案）
- 二 研究費収支予算書（案）
- 三 主査、幹事、委員候補者名簿（案）

(研究委員会の設置)

第4条 学術委員会は前条により選定した各研究委員会の研究課題につき、理事会の承認を経て研究委員会を設置する。

第2章 常設研究委員会

(研究課題の立案と常設研究委員会の設置)

第5条 学術委員会は本会にとって必要と考えられる研究課題を立案して、常設研究委員会を設置することができる。

2 常設研究委員会の設置期間は原則として定めない。ただし、当該常設研究委員会の役割を終えたと認められるときは、学術委員会の議を経て、理事会はこれを解散することができる。

(構成)

第6条 常設研究委員会は、主査1名、幹事若干名及び委員をもって構成する。

2 研究委員会の構成員は名誉会員、正会員又は準会員のいずれかとする。ただし、賛助会員又は非会員であっても、主査の推薦及び学術委員会の承認を得た者は参加することができる。

3 主査及び幹事は、学術委員会の審議と承認を経て、会長が委嘱する。

4 委員は、主査が選出し学術委員会の承認を得るものとする。

(運営経費)

第 7 条 常設研究委員会の運営経費は、学術委員会が定め、理事会の承認を得るものとする。

(研究活動記録)

第 8 条 常設研究委員会の研究活動記録は、幹事が作成し、その写しを本会事務局に送付する。

(計画変更)

第 9 条 承認された事項に変更の必要がある場合は、計画変更承認申請書を学術委員長に提出し、学術委員会の承認を得るものとする。

(報告書)

第 10 条 主査は、各年度末に当該年度中の活動報告書、会計報告書および成果報告書を、それぞれ学術委員長を経て会長あてに提出するものとする。

第 3 章 一般研究委員会

(設置)

第 11 条 一般研究委員会は、会員から設置の提案を公募し、学術委員会が必要と認めるときに、設置するものとする。一般研究委員会の設置期間は 2 年とする。

2 前項に定める公募について必要な事項は学術委員会が定め、会員に周知するものとする。

(構成)

第 12 条 一般研究委員会は、主査 1 名、幹事若干名及び委員をもって構成する。

2 研究を行うために必要がある場合は、関係他学会等と共同で研究を実施することができる。

(計画変更)

第 13 条 承認された事項に変更の必要がある場合は、計画変更承認申請書を学術委員長に提出し、学術委員会の承認を得るものとする。

(研究費及び分別管理)

第 14 条 一般研究委員会の研究に要する費用（以下「研究費」という。）とは、学術委員会が定め、理事会の承認を経て、本会より交付する研究費をいう。

2 前項に係る研究費は、他の費用と分別して、各研究委員会専用の預貯金口座を設けて管理しなければならない。

(個別会計)

第 15 条 研究費は、研究委員会ごとの個別会計とし、原則として本会の一般会計及び特別会計と区分して経理処理する。

(研究費と予算)

第 16 条 研究費は、設置時に承認された予算の範囲内とする。ただし、研究委員会の研究費予算に不足が生ずる場合は、参加者が共同で負担することができる。

(余剰金の返金と繰り入れ)

第 17 条 研究完了時において、第 14 条第 1 項により本会が交付した研究費に余剰金が生じた場合は、当該余剰金を本会へ返金し、本会一般会計へ繰り入れるものとする。

2 返金及び繰り入れの時期は、原則として研究完了後 1 月以内とする。

(経理事務)

第 18 条 研究費の支出は、すべて主査の承認を得て行なう。

(研究費の費目)

第 19 条 研究費は、運営経費又は設備経費に区分し、さらに運営経費は、会議費、通信費、人件費、謝礼、消耗品費その他経費に、設備経費は、機械等固定資産、什器備品費等に細分する。

(研究委員会の解散と再申請)

第 20 条 一般研究委員会は、2 年の設置期間の満了により解散する。

2 一般研究委員会が設置期間の満了後も研究継続を希望する場合には、第 11 条の手続きに従い、新たに申請をしなければならない。

(決算)

第 21 条 主査は毎年 1 月末日時点の研究委員会決算書を作成し、学術委員会に提出しなければならない。

(報告書)

第 22 条 主査は、事業年度末に当該年度中の事業報告書及び活動報告書を、また設置期間の満了時には、1 月以内に研究概要報告書、研究費収支決算報告書及び取得物件現状報告書を、さらに 3 月以内に研究成果報告書を、それぞれ学術委員長を経て、会長あてに提出しなければならない。

第 4 章 特別研究委員会

(設置)

第 23 条 本会に外部機関等から研究委託があったとき、又は、理事会が必要であると認める研究事業については、学術委員会の議を経て、理事会が特別研究委員会の設置をすることができる。この特別研究委員会の設置期間は 2 年とし、その期間満了後は、2 年を単位として延長することができる。

(構成)

第 24 条 特別研究委員会は、主査 1 名、幹事若干名および委員をもって構成する。

2 主査、幹事及び委員は、学術委員会が指名し、会長が委嘱する。

(運営)

第 25 条 特別研究委員会の運営に関する業務は、主査、幹事が行なう。

(研究助成費等の取扱い)

第 26 条 特別研究委員会に対し交付される外部機関からの委託金、補助金、寄附金、賛助金等は、本会にて受理し、当該研究委員会に対し本会事務局より交付する。

(報告書)

第 27 条 主査は、事業年度末に当該年度中の事業報告書及び活動報告書を、また設置期間の満了時には、1 月以内に研究概要報告、研究費収支決算報告書及び取得物件現状報告書を、さらに 3 月以内に研究成果報告書を、それぞれ学術委員長を経て、会長あてに提出しなければならない。

第 5 章 研究成果の報告

(研究発表)

第 28 条 各研究委員会は、本会が主催する研究発表会において研究成果を発表するものとする。

2 外部機関からの研究助成費等の交付により当該外部機関に対して研究成果を提供する場合の取扱いは、学術委員会と協議の上決定する。

(研究成果報告書)

第 29 条 研究成果報告書は、研究委員会委員に各 1 部を無償配布することとし、その他への配布は、学術委員会で協議の上決定する。

2 前項の報告書は、本会事務局に 1 部保管するものとする。

3 本会は、第 1 項の報告書の全部又は一部を、学術委員会の議を経て、学会誌に掲載しなければならない。

4 出版物として発行する場合には、研究委員会の成果である旨を表記しなければならない。

(研究結果の発表)

第 30 条 研究委員会委員が研究成果（研究途中段階での中間報告又は一部の報告を含む。）を講演会などで発表する場合は、事前に当該研究委員会の承認を得るものとし、当該研究委員会主査はその旨学術委員会に報告する。

第 6 章 その他

(取得物件の所有権)

第 31 条 研究費で購入した機械装置及び什器備品（以下「取得物件」という。）は、すべて本会の所有とする。

(備品台帳)

第 32 条 取得物件は、1 件ごとに本会備品番号を付し、本会備品帳にその購入年月日、使用保管場所等を記載する。

(著作権の帰属)

第 33 条 各研究成果の著作権の帰属については、本会著作権取扱規則によるものとする。

(発明考案)

第 34 条 各研究に基づき生じた発明又は考案に係る取扱いについては、別に定めるところによる。

(学術委員会への報告等)

第 35 条 学術委員会は、各研究委員会に対し、随時経過報告の提出を求め、もしくは主査会議を召集し、また必要に応じて研究計画の修正を求めることができる。

(解散後の処理)

第 36 条 すでに解散した研究委員会について処理すべき用務が生じた場合は、当該研究委員会に代えて学術委員会が処理するものとする。

(委任)

第 37 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、学術委員会での審議を経た上で、会長が定めるものとする。

(改廃)

第 38 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規則は、本会定款第 63 条に基づき、2010 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 (2021 年 8 月 3 日理事会承認)

本規則は、2021 年 8 月 4 日から施行し、2022 年度から適用する。